

山口県内で

大規模な 太陽光発電所 を

計画中の事業者さまへ

太陽光発電所の建設等による環境影響が懸念されるため、

山口県環境影響評価条例施行規則を改正し、

新たに **太陽光発電所を対象事業に追加** しました。

2019年6月1日から

規模によっては、事業の実施前に、

環境影響評価の手続き が必要になります。

※ 環境影響評価の対象外となる「経過措置」の考え方については、裏面をご覧ください。

手続きが必要となる規模

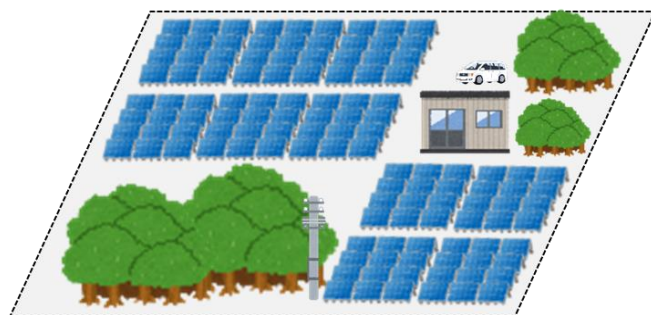
太陽光発電所敷地等※の面積 50ha 以上

又は 森林伐採区域の面積 20ha 以上

※「太陽光パネル」だけでなく、「事務所」、「受変電設備」、「残地森林」、
「パワーコンディショナー」、「管理用道路」などの敷地も含まれます。

施行日

2019年 6月1日



山口県

経過措置

施行日の前日(2019年5月31日)までに、

① または ② のいずれかに該当する場合は、**対象外** です。

① 工事計画の届出(電気事業法第48条第1項)を行っている事業(②の事業を除く。)

② 次の許可のうち、事業の実施に必要な全ての許可を受けた事業又はその申請を行っている事業

- 民有林開発行為許可(森林法第10条の2第1項)
- 農地転用許可(農地法第4条第1項又は第5条第1項)
- 宅地造成工事許可(宅地造成等規制法第8条第1項)

※ 環境影響評価の手続きとは？

事業の実施前に、その事業による環境影響を調査、予測、評価し、その結果を公表し、住民、自治体等の意見を聴取します。

これらの意見などを踏まえ、

環境保全の観点から、よりよい事業計画を策定するための手続きです。

ご不明な点・詳細については、

山口県HPを参照、または、以下までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

山口県 環境生活部 環境政策課 環境アセスメント班

電話 083 - 933 - 2933

E-mail a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県 環境政策課

